くらしのヒント

＜発行＞　越谷市市民協働部くらし安心課　ＴＥＬ：048-963-9156　ＦＡＸ：048-965-7809
＜編集＞　越谷市立消費生活センター運営委員会・広報部　【第　１５４　号２０２４年９月発行】

くらしの110番情報

その注文、本当に「お得」？
結局、高額請求になる
「定期購入」トラブル！

事例

オンラインゲーム中に、「化粧品が定価90%オフの1980円！いつでも解約可能」と大きく表示されたバナー広告が現れ、安いと思い注文した。商品が届き、解約の連絡をすると「初回での解約は、定価と初回代金の差額を払うようサイト内に表示してある」という。見た覚えがない。

解説

通信販売で、「初回〇円」「お試し価格」などの広告を見て1回限りと思い注文したら、「定期購入」だったという相談が後を絶ちません。最近では、クーポンやプレゼントが「もらえる」と思い申し込んだら、定期購入への変更になっていたというケースもあります。

また、「いつでも解約可能」など、「定期購入だが、安価な初回代金だけ支払えば購入できる」と誤解を招くような広告・表示を見て注文し、実際には違約金や複数回の受取必須などの「解約条件」が設けられ、結局は高額な請求をされるケースも見られます。

安さやお得をうたった広告から、高額な請求になる「定期購入」へ誘導されるかもしれません。定価に比べ著しく安い・お得などの場合、注文は慎重に行いましょう。

アドバイス

①「お得」だけをうのみにしてすぐ注文するのではなく、契約内容を十分確認しましょう。

②注文前に、広告や最終確認画面をスクリーンショットで保存しておきましょう。トラブル発生時に証拠となって解決につながる場合があります。

③通信販売には原則クーリング・オフはなく、受取拒否や支払いをせず放置していても解約になりません。必ず販売業者に連絡し、解約の合意を取りましょう。

※ この内容は、埼玉県「くらしの１１０番」トラブル情報から引用しています。

悪質商法、商品やサービスの契約トラブル、クーリング・オフ、
商品の品質、安全性、多重債務の相談など
不安に思ったらすぐに　越谷市立消費生活センターへ
◎ＴＥＬ：０４８－９６５－８８８６
◎受　付：月曜～金曜日（祝日・年末年始を除く）
９：３０～１２：００/１３：００～１５：３０
※越谷市立消費生活センターは、越谷市役所本庁舎３階にあります。

令和５年度消費生活講座を開催しました！

テーマ『食の安全・安心はリスクの大小を比較することから』

令和６年２月２７日(火)に、「特定非営利活動法人　食の安全と安心を科学する会」の山崎毅（やまさきたけし）さんにご講演をいただきました。当日は定員120名の会場がほぼ満員になるほどの参加をいただき、本テーマへの関心の高さがうかがえました。

講師の山崎さんは2011年に「特定非営利活動法人　食の安全と安心を科学する会」を創立し、理事長に就任しました。翌年に食品コンサルタントとして開業し、全国各地で食にまつわる講演やイベントを開催しています。

講演の初めに、毎日食べている食品には必ずリスクが存在するというお話をされ、リスクとは「将来の危うさ加減」であり、いま危険という意味ではなく、将来起こりうる不確実性を伴ったものであるという説明がありました。そのうえで、食のリスクの大小を正しく理解することが大切だということをお話ししていただきました。

リスクというものを誤認し、過敏になりすぎている消費者はとても多いのが現状です。比較的小さなリスクを回避することで、さらに大きな被害に遭ってしまうこともあり、「食品添加物の健康リスクを恐れて、添加物を適正に使用しなかった野菜のＯ１５７汚染で死亡」、「残留農薬の健康リスクを恐れて、有機野菜のカビ毒で食中毒」などの分かりやすい例を挙げ、参加者にリスクの大小の比較の大切さをお話ししていただきました。

講演中は会場からの意見や質問も多く、白熱する場面もあり、積極的な意見交換の場になったと思います。講演後のアンケートでは90%以上の方から「良かった」「とても良かった」という回答をいただき、食の安全に対する考え方や情報の整理の仕方について、学ぶことの多い講演会となりました。

【相談実話】訪問販売で望まない契約をしてしまった

【事例】３日前、突然業者が訪問し、給湯システムとガス会社を変更する契約をしてしまった。契約後、家族に高いと反対されたので解約したい。

【対応と結果】消費生活センター相談員から、クーリング・オフの通知を送るよう助言し、記入方法等を案内。結果、クーリング・オフが認められ、契約を解約することができた。

【アドバイス】訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、契約日から８日間以内であれば、クーリング・オフを適用し解約できる可能性があります。悩んだときは消費生活センターに相談してください。

令和６年度消費者月間記念講演会を開催しました！

テーマ『詐欺や悪質商法にだまされないために』

令和６年５月３０日(木)に、越谷市中央市民会館劇場に詐欺・悪質商法ジャーナリストとしてテレビ番組等でもお馴染みの多田文明（ただふみあき）さんをお招きし、令和６年度消費者月間記念講演会を開催しました。今年度の講演会のテーマは『詐欺や悪質商法にだまされないために』です。

講師の多田さんは、取材活動として、街頭でのキャッチセールス等の勧誘先・現場等へ100ヶ所以上潜入し、あらゆる詐欺・悪質商法やその手口、詐欺師の心理術などに精通しており、講演では、近年の被害実例を中心に分かり易くお話ししていただきました。

詐欺に関しては、ネットを見ていたＰＣに急に「パソコンがウイルス感染しました。」という表示が出て、プリペイドカードを買うよう指示され、お金をだまし取られる「サポート詐欺」の話に始まり、近年増加している出会い系アプリやマッチングアプリ等で知り合った外国人などを名乗る相手から投資を勧められる「ロマンス投資詐欺」、ＬＩＮＥグループ等で有名人を騙る投資家などから偽投資サイトに誘導され、多額の出資をさせられたうえで出金できなくなる「ＳＮＳ型投資詐欺」などについて、具体的な実例が紹介されました。これらの「投資詐欺」に気づくポイントとして「法人なのに個人名義の口座に振り込ませる。」「金融庁に登録されていない。」「会社の住所・電話番号などの連絡先が不明。」「あまりにも順調にお金が増えている。」「ネットの広告を鵜呑みにしないこと。」が挙げられました。

また、悪質商法に関しても、通販サイトでお試しで購入した商品を解約したくても電話が通じなくて解約できない「定期購入トラブル」の実態や、水回り・害虫駆除などで多額の料金を請求される「レスキュー商法トラブル」などについて実例が紹介されました。トラブルの際、弱みに付けこまれないために、「口約束で作業に入る前に、いくらお金がかかるかを尋ねること。」「事前の準備や想定を大切にすること。」「契約後、高額請求で困ったら消費生活センターに相談すること。」が挙げられました。

その他にも、「ＳＩＭスワップ詐欺」や「国税庁を騙る偽メール」、「ネットからの副業トラブル」等についてお話があり、大変有意義な時間となりました。

ここで、講演の中でまとめられていた「騙されないための五か条」をご紹介します。

「騙されないための五か条」
１条　自分は引っ掛からない、大丈夫だとは思わない
２条　相談できる環境をつくる
３条　知らない人の電話は短く切る（詐欺対策用電話をつける）
４条　家族間での話し合い（被害に遭わないチームワーク）
５条　日々、騙されないためのデジタル力を高める

詐欺や悪質商法にだまされない為に、自分は、引っかからないと思わず、相談する事が大切です。そのために普段から家族や友人、近所等で相談できる環境をつくり、少しでもおかしいなと思ったときは、周りの人や警察署、消費生活センター等に相談しましょう。

◇ 通話録音機器の無料貸し出し ◇

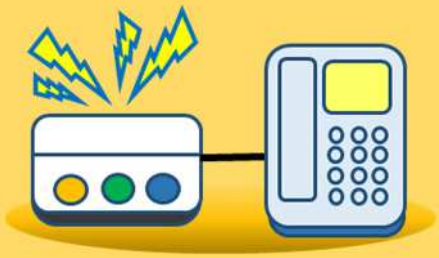

高齢者を狙ったオレオレ詐欺等の電話による特殊詐欺を防止するために、通話録音機器を貸し出します。「通話録音機器」は、呼び出し音が鳴る前に、電話をかけてきた相手に対し通話内容を録音する旨のメッセージを流し、通話が始まってからは自動的に通話内容を録音します。

■台　数：１００台（先着順）
■対　象：市内在住で６５歳以上であり、次のいずれかに該当する世帯
（1）単身世帯
（2）高齢者のみで構成される世帯
（3）日中高齢者のみとなる世帯

電子申請はこちらから

■期　間：原則として1年
■申込み：９月９日（月）から電子申請で申込み。または、申請書を直接、もしくは郵送でくらし安心課へ提出。申請書は同課、地区センター等で配布。※予定台数が無くなり次第終了となります
■問合せ：くらし安心課(市役所本庁舎３階)　☎９６３－９１５６
■注意事項
通話録音機器は申込みされた方から順次発送いたします。取付けは説明書を参考に、ご自身で行ってもらいます。市職員や事業者は取付けを行いません。

出張講座の講師を派遣します！

「振り込め詐欺」や「悪質商法」などによる消費者被害を防止するために、消費生活相談員等の講師を派遣します。また、交通指導員による「交通安全講話」や、防犯パトロールアドバイザー(警察官OB)による「防犯に関する講話」、消費生活センター運営委員会委員による「寸劇」なども行っています。団体や地域のグループ会議などでお集りの際に、ぜひご利用ください。

対　　象:越谷市民の方(概ね10人以上のグループでお申し込みください)
費　　用:無料
申込期限:出張講座開催希望日の2週間前まで
※出張講座を開催する会場は、当該出張講座を申し込む団体等の代表者が用意するものとします。

あとがき

消費生活センター運営委員会は、皆様が安心して生活を営めるように、「消費者月間記念講演会」や「消費生活講座」、「出張講座」の企画・運営などを行っております。

特に、近年の詐欺や悪質商法は技術の進歩に伴い、手口が非常に巧妙になってきており、昨年、越谷市は警察署管内別の特殊詐欺被害の件数、被害金額ともに、県内ワースト1となっています。

講座に参加することで、ご自身の安全を守る様々な分野の有用な情報が手に入るかと思いますので、もし興味がございましたら是非ご参加ください。また、SNSによるサイバー犯罪も増加の傾向にあります。埼玉県警察本部のサイバー対策課は「X」や「インスタグラム」「YouTube」などでサイバー犯罪の被害防止に役立つ情報を発信しておりますので、是非ご活用ください。

《　消費生活センター運営委員　K・S　》